

日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
小島 善弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

令和8年度税制改正要望を決定

第4回幹事会

日税政は6月26日、第4回幹事会(吉川裕一幹事長)をウェブ会議により開催し、令和8年度税制改正要望を機関決定した。写真。

今年度の重要要望項目は次の6項目となる。

- ①消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。
- ②役員給与税制について見直しを行うこと。
- ③中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。
- ④雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- ⑤所得税の確定申告期限を延長すること。
- ⑥少子化対策について、税制面での検討を行うこと。



また、国会議員への陳情の際の資料である「令和8年度税制改正建議・要望」のリーフレット主要掲載項目の選定に当たっ

ては、政策委員会で行ったアンケートを基に、日税連と協議を行い、次の10項目の掲載を決定した。

- ①資本的支出に係る耐用年数の取り扱いを見直すこと(建議・要望項目2)。
- ②賃上げ促進税制に係る控除限度額を拡充すること(建議・要望項目5)。
- ③死亡の場合の正確な申告書の提出期限による判定とすること(建議・要望項目25)。
- ④少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げること(建議・要望項目15)。
- ⑤消費税の非課税取引の範囲を見直すこと(建議・要望項目21)。
- ⑥納税義務免除制度及び簡易課税制度について、基準期間制度を廃止し、当該課税期間による判定とすること(建議・要望項目22)。
- ⑦取引相場のない株式の評価の適正化を図るため、所要の見直しを行うこと(建議・要望項目25)。
- ⑧法人版事業承継税制(一般措置)に代え

選挙関連法研修会を開催

適正・適法な選挙運動を

日税政は6月12日、選挙関連法研修会を日本税理士会館(品川区)において開催した。写真。



研修会には、日税政正副幹事長、幹事、国対委員会委員の他、各単位の税理士から傍聴希望のあった役員が会場参加し、並行してウェブでの配信が行われた。研修会は第27回参議院通常選挙において、税政連や税理士による国会議員等後援会が行う選挙支援活動の中で法令違反の無いよう万全の体制を整えるため、研修会では和田浩孝国対委員長が講師となり、国対委員会において作成した「後援会・税政連の選挙運動の

主な内容	
記事・全国税理士政治連盟会長会を開催	2面
地方短信・南九州税政連が定期大会を開催	3面
催し	3面
アクティブ・村岡敏英議員	4~5面
特集・全国後援会活動活性化会議(第2部)	6~7面

リーフレットご一読を



本紙に「令和8年度税制改正に関する建議・要望」のリーフレットを同封した。写真。

お知らせ
「日本税政連」
8月号は、9月号との合併号とし、9月1日に発行します。

4税政連会長決まる

本年は役員改選の年。に当たり、このほど関東信越、東信越、名古屋、九州北部、南九州で新しく北野、南九州で新しく屋新、永松雄一郎(九州北部)、宮本律夫(南九州)に決まりました。



針葉樹
小泉進次郎議員が農林水産大臣に就任して、お米の流れが変わった。備蓄米の放出、海外の米の輸入時期が早まる。古古古米まで備蓄されていることを知り、ふと疑問に思う。政府は何年前までの米を備蓄しているのか、備蓄している古い米の使い道は何なのか。小泉大臣が福島県南相馬市に来て米農家と話をしている。米の把握が実態と違う。消費者が知らないことが多い。山形県南陽市の酒蔵「東の麓」へ見学に行った。「純米吟醸 つや姫なんでも」というお酒がある。日本酒を好む若者が増え、購入しやすい価格のものをという趣旨で大学生とコラボして出来上がった。作り手によると、酒米の価格も高騰し、人気のブランド米「つや姫」は酒米として使えるか不安があるそうだ。現状の状況のため、値上げせざるを得ないらしい。作り手の想いとは裏腹な現状である。米の減反政策をせず、日本の米を増やすことはできないのか。米農家が減る状況を改善されるようにならないのか。米の価格は私達の食全般への影響が大きいことを実感した。(森)

税理士の、税理士による、税理士のための相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。

税理士団体保障

個人単位で加入できる災害割増特約付生命保障

(死亡・高度障害を保障)

団体介護保障

税理士と配偶者、それぞれの親が加入できる介護保障。

(要介護2以上で給付)

個人年金

税理士も職員も個人単位で加入できる年金積立。

(月々1万円から積立可能)



モバイルサイトはこちら

詳細のお問合せ
お申込みは
にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321 http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

令和8年度税制改正

要望の方針を議論

日税政は6月11日、全国税理士政治連盟会長会を日本税理士会館(品川区)において開催した。写真。

会議では「令和8年度税制改正に関する建議書(案)」を基に吉川裕一幹事長、秋山典久政策委員長から、日税連調査研究部での審議状況の報告があった。他、令和7年度要望の結果についての意見交換が行われた。



士会、組織委員会においてまとめた会費収納率の現状と改善策についての会長諮問に対する答申報告書を提示し、「この報告書をヒントに、考えうるあらゆる施策を講じて組織力の強化に取り組んでいただきたい」と説明した。次いで本報告書を基に各単位税政連における組織の現状の報告や、組織力強化のための施策について意見交換が行われた。

選挙対策について報告

国対委員会を開催

日税政は6月12日、第一回国対委員会(長谷川隆史委員長)を日本税理士会館(品川区)において、開催した。写真。

会議では、主に第27回参議院議員通常選挙に向けての対応方針として日税政推薦候補者の決定状況が報告された。

また、令和8年度税制改正要望の第一回国対委員会(長谷川隆史委員長)を日税連調査研究部での審議状況の報告があった。



※最新の推薦候補者名簿については日税政HP内の「国政選挙等への対応」のページを参照。
(推薦候補者名簿はこちらから)



定期大会議案を委員会決定

政策委員会を開催

日税政は6月20日、第一回政策委員会(秋山典久委員長)を日本税理士会館(品川区)において開催した。写真。

議事では、主に「令和8年度税制改正要望」についての検討を行った。

「税制改正要望」は内容を日税連「税制改正建議書」と同一とし、

個別要望43項目の内、リーフレットに記載する「重点要望項目」10項目については会議に先立ち選定アンケートを実施した。

秋山委員長からは、このアンケート結果を基にリーフレットへの掲載項目の協議を日税連で行うこととする方針が示され、一同これを了承した。



※選定した10項目は、また、先の正副委員長会で審議された「第59回定期大会議案」について政策委員会全体での検討を行った。

定期大会議案の「第一号議案(令和6年度運動方針決定の件)」、第3号議案(令和7年度運動方針決定の件)、「第一号議案(令和7年度組織活動方針、予算案、事務引継事項の審議が行われた)。」

大会議案の政策委員会担当部分については今回の全体会議で内容について委員会決定し、8月の役員会で議案に諮ることを申し合わせた。

その他の議題として、令和7年度組織活動方針、予算案、事務引継事項の審議が行われた。



九州北部税理士政治連盟(永松雄一郎会長)は6月19日、ホテルニューオータニ博多(福岡市)で第57回定期大会を開催した。写真。

冒頭に永松会長から「会員の皆様方には、第二に国政選挙における推薦候補者を選定支援する、第三に後援会活動を通じて国政の場に税理士の意見を反映する、を主な活動として映する、を主眼とする」との会長就任あいさつがあった。

大会は東秀優日税政会長の来賓祝辞をいただき終了した。

地方短信

第57回定期大会を開催

九州北部税理士政治連盟

令和の輸入すればいいので、一身に背負い農林水産大臣に就任した。米騒動ではないかと思うが、産米に就任した。米騒動ではないかと思うが、産米に就任した。米騒動ではないかと思うが、産米に就任した。

世間を賑わせない。「輸入する痛快である。」

わしている。連日のと日本人のこメ離れ行列の放映でマスコミが「おきる」と政府が「たことは3点である。①国民は備蓄米の確保を、②国民は備蓄米の確保を、③国民は備蓄米の確保を、④国民は備蓄米の確保を、⑤国民は備蓄米の確保を、⑥国民は備蓄米の確保を、⑦国民は備蓄米の確保を、⑧国民は備蓄米の確保を、⑨国民は備蓄米の確保を、⑩国民は備蓄米の確保を、⑪国民は備蓄米の確保を、⑫国民は備蓄米の確保を、⑬国民は備蓄米の確保を、⑭国民は備蓄米の確保を、⑮国民は備蓄米の確保を、⑯国民は備蓄米の確保を、⑰国民は備蓄米の確保を、⑱国民は備蓄米の確保を、⑲国民は備蓄米の確保を、⑳国民は備蓄米の確保を、㉑国民は備蓄米の確保を、㉒国民は備蓄米の確保を、㉓国民は備蓄米の確保を、㉔国民は備蓄米の確保を、㉕国民は備蓄米の確保を、㉖国民は備蓄米の確保を、㉗国民は備蓄米の確保を、㉘国民は備蓄米の確保を、㉙国民は備蓄米の確保を、㉚国民は備蓄米の確保を、㉛国民は備蓄米の確保を、㉜国民は備蓄米の確保を、㉝国民は備蓄米の確保を、㉞国民は備蓄米の確保を、㉟国民は備蓄米の確保を、㊱国民は備蓄米の確保を、㊲国民は備蓄米の確保を、㊳国民は備蓄米の確保を、㊴国民は備蓄米の確保を、㊵国民は備蓄米の確保を、㊶国民は備蓄米の確保を、㊷国民は備蓄米の確保を、㊸国民は備蓄米の確保を、㊹国民は備蓄米の確保を、㊺国民は備蓄米の確保を、㊻国民は備蓄米の確保を、㊼国民は備蓄米の確保を、㊽国民は備蓄米の確保を、㊾国民は備蓄米の確保を、㊿国民は備蓄米の確保を、

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間*でお支払いした保険金
633件 23億7,167万4千円

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

地方短信

第56回定期大会を開催

南九州税理士政治連盟

南九州税理士政治連盟(熊本市)で第56回(宮本律夫会長)は、定期大会を開催した。6月19日、ホテル日航



来賓として那須弘敬日税政副会長、谷本たまみ南九州税理士会副会長を迎え、40人が出席した。冒頭、小川廣之副会長の開会の辞の後、宮本会長があいさつに立ち「昨年10月の衆議院議員選挙におい

て11人の先生方を推薦し、8人が当選を果たした。今月7月に予定されている参議院選挙では4人の候補者を推薦している。各県税理士政治連盟においては一体となった応援体制をお願いしたい。一方、令和7年度税制改正要望については、5項目の重要建議項目について各県税理士政治連盟、各後援会が一体となって陳情活動を行った結果、一部について令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた。継続案件についても引き続き陳情活動を進めていく。役員改選で再任の宮本

地方短信

第52回定期大会を開催

名古屋税理士政治連盟

名古屋税理士政治連盟(名古屋)で第52回定期大会を開催した。6月13日、ANAクラウンプラザホテルグラン



出生数 初の70万人割れ 縮む日本、揺らぐ経済基盤

コート名古屋(名古屋)と共に議案への十分な審議をいただきたい旨のあいさつがあった。来賓として東秀優日税政副会長、那須弘敬近畿税政連会長、田中克明東海税政連会長、鈴木宗晴東京地方税政連会長、井上博夫中国税政連会長、中川直之東海税政連幹事長、尾崎秀明名古屋税理士会会長などの来賓を迎え、代議員及び役員等が出席した。

村瀬三浩副会長の開会の言葉に続き、平会長の言葉に続き、支部表彰、飯島明伸新会長のあいさつ、来賓からの祝辞と続き、小松佳史副会長の閉会の辞をもって定期大会は終了した。引き続き引き続き開催された国政報告会

溪流

令和8年度税制改正に関する建議書が6月25日に日税連理事会で決議された。

これを受けて日税政の改正要望も翌日の幹事会で決定した。できるだけ多くの要望が実現するように活動を

日税連との連携により 税制改正要望実現を

重要項目の一つを例として申告期限延長を取り上げたが、他にも災害対応税制などの税制改正要望

重要要望項目の一つとして「所得税の確定申告期限を延長すること」があり、ここ

税などに関係する者の全員が「ウィン・ウィン」となるようにすること、これを省庁と膝詰めで協議をしていくところだ。

昨年までは、年末調整の年明けの再計算を経て確定する業務の流れに問題ありと説明していた。

しかしながら、申告期限を延長する場合には

申告期限延長に関する協議については、日税連会報「申告期限延長」とただ訴「税理士界」1446号(令和7年3月15日発行)の2がこのような活動をしてい

(秋山)



名古屋税理士政治連盟 第52回定期大会

Advertisement for 'Zeitaikyō' (特定退職年金共済制度) for tax accountants and related staff. It features a woman's image, a 'えっ? 複利で2%!?' (Eh? Compound interest 2%!?) callout, and details about a 2% interest rate, monthly payments from 3,000 yen, and a referral campaign. Contact information for Zeitaikyō is provided at the bottom.

長きにわたる後援会の支援に感謝

アクティブ

村岡敏英議員に聞く

日本税理士政治連盟では、340を超える「税理士による国会議員等後援会を各地で結成し、税理士制度に理解のある議員を応援している。そして日ごろの活発な後援会活動を通して議員との関係を深め、毎年の税制改正に対して積極的に要望するなどの活動を続けている。本紙では、全国の後援会活動をさらに推進していくため、後援会が行なっている日常の活動や、議員・後援会長のそれぞれの立場から見た政治家像・後援会像、そして議員から税理士へのメッセージなどのインタビューを行っている。

今回は昨年の衆議院議員総選挙で秋田3区から出馬し当選された村岡敏英議員への取材を行い、佐藤良一後援会長と共に後援会の現状、日頃の活動等を伺った。なお、現職の国民民主所属議員へのアクティブとしての取材は今回が初となる。

常に後援会として

全力で応援

後援会の沿革について

河合 初めに佐藤会長へ、税理士による後援会の設立経緯などについて伺います。

後援会の設立はいつ頃でしょうか？

佐藤 後援会の設立は平成26年(2014年)の1月11日です。設立

18人が会員となっていて活動としては年に1回の定期総会、これを当後援会では毎年欠かさず行っており、村岡議員が非現職であった時期も全く同じように開催しております。

後援会総会には村岡議員にも毎回ご出席をいただき、進めていきたい政策など多岐に渡るテーマでお話をいただいております。

村岡議員は農林水産委員会に所属をしております。特に農政にとても詳しい方です。また、村岡議員は現在、秋田にがんセンターを設立するために尽力をされています。秋田県は、がんの死亡率で25年連続全国ワーストワンに

なっているため、これをなんとか改善するために懸命に取り組まれています。

昨年7年ぶりに当選をされて地元の後援会として本当に嬉しく思

っております。

村岡議員は農林水産

国民民主党衆議院議員(秋田3区)

村岡 敏英

税理士による村岡敏英後援会会長

佐藤 良一

(司会) 後援会対策委員長

河合 省吾

後援会対策副委員長

新井 正

委員会に所属をしております。特に農政にとても詳しい方です。また、村岡議員は現在、秋田にがんセンターを設立するために尽力をされています。秋田県は、がんの死亡率で25年連続全国ワーストワンに

なっているため、これをなんとか改善するために懸命に取り組まれています。

昨年7年ぶりに当選をされて地元の後援会として本当に嬉しく思

っております。

村岡議員は農林水産

委員会に所属をしております。特に農政にとても詳しい方です。また、村岡議員は現在、秋田にがんセンターを設立するために尽力をされています。秋田県は、がんの死亡率で25年連続全国ワーストワンに

なっているため、これをなんとか改善するために懸命に取り組まれています。

昨年7年ぶりに当選をされて地元の後援会として本当に嬉しく思

っております。

村岡議員は農林水産

委員会に所属をしております。特に農政にとても詳しい方です。また、村岡議員は現在、秋田にがんセンターを設立するために尽力をされています。秋田県は、がんの死亡率で25年連続全国ワーストワンに

なっているため、これをなんとか改善するために懸命に取り組まれています。

昨年7年ぶりに当選をされて地元の後援会として本当に嬉しく思

っております。



新井正後援会対策副委員長

ことです。昨年7年ぶりに国政の場へと戻って参りました。その間も後援会の先生方から

簡素な税制への転換を

河合 税制について村岡議員は現在の税制をどのように考えていますか？

村岡 消費税については軽減税率はやめて簡素にするべきだと考えています。またインボイスについても党としては反対の立場です。

消費税率を下げるとは、食料品等に限定するということではなく、これも一律に5%にまで引き下げるといふことを考えています。これは現行の制度が複雑なので、本来の簡素な税制に立ち返るべきです。

消費税率は「一度下げたら二度と上げられない」とよく言われますが、

消費税率は「一度下げたら二度と上げられない」とよく言われますが、

消費税率は「一度下げたら二度と上げられない」とよく言われますが、

消費税率は「一度下げたら二度と上げられない」とよく言われますが、

消費税率は「一度下げたら二度と上げられない」とよく言われますが、

農政を中心に

秋田を元気に

村岡議員の政策テーマ

河合 税制以外で村岡議員が政治家として活動していく中で、基本的な政策にはどういったものがありますか？

村岡 先ほどの佐藤会長の話にもありましたが、過去には第2次世界



村岡 敏英 (むらおか・としひで) 昭和35年7月秋田県由利本荘市に生まれる。日本大学商学部を卒業後、衆議院議員公設第1秘書、運輸大臣政務秘書官、内閣官房長官政務秘書官を経て平成24年12月の第46回衆議院議員総選挙で初当選。衆議院農林水産委員会理事、国土交通委員、東日本大震災復興特別委員、地方創生に関する特別委員、国土交通省国土審議会豪雪地帯対策分科会特別委員などを歴任。令和6年10月の第50回衆議院議員総選挙に出馬し当選。現在に至る。(※略歴は村岡議員公式ホームページのプロフィール、衆議院ホームページの議員情報を基に作成)

村岡 おっしゃる通り、本当にありがたい

村岡 おっしゃる通り、本当にありがたい

村岡 おっしゃる通り、本当にありがたい

村岡 おっしゃる通り、本当にありがたい

村岡 おっしゃる通り、本当にありがたい

非現職期間もたゆまぬ支援活動を



村岡議員を囲んで

座右の銘は

「七転び八起き」

村岡議員の信念、座右の銘
河合 村岡議員が政治家として活動していく家として活動していく
村岡 座右の銘は「七

中での信念や、個人と生にはうまくいかないことも多々あります

今後においても食料の確保が困難になる状況。現在の日本では全



佐藤後援会会長

この国民全体に影響が及ぶ課題です、石破総理に対しても衆議院予算委員会の中でこの課題について質問をさせていたなど、熱心に取り組んでい

また、エネルギー政策にも取り組んでおり

日本はエネルギーに

私の近い人で、が

地元の仲間と

美味しいお酒を

村岡議員の趣味に

村岡 あまり趣味のあ

新井 酒蔵もたくさん

また、例えば今、農

河合 本日は貴重なお

地元の声を届ける役割を

河合 最後に村岡議員

村岡 どのような税制

は、まさに税制の現場

河合 省吾

に理想的な後援会活動のあり方を感じました。本企画にご協力いただきました村岡敏英事務所のスタッフの皆さまをはじめとした関係各位に感謝申し上げます。

対談を終えて——

後援会対策委員長 河合 省吾

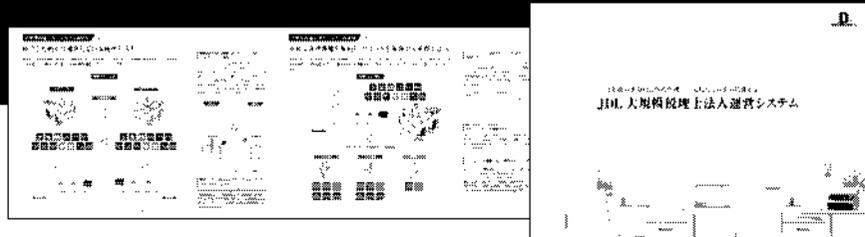


今回初めて国民民主党議員へのアクティブのインタビューとなりました。どんな時においても村岡議員を支援し続けた後援会の姿勢に理想的な後援会活動のあり方を感じました。本企画にご協力いただきました村岡敏英事務所のスタッフの皆さまをはじめとした関係各位に感謝申し上げます。

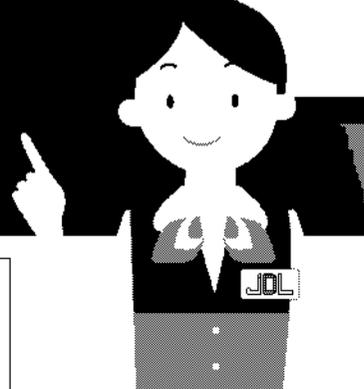
入力業務の省力化と所内管理の一元化でこれからの備える。

JDL 大規模税理士法人運営システム

業務効率化やシステム構築例を掲載した冊子を無料で差し上げます。



スマートフォンからも簡単にお申し込みいただけます！



全国後援会活動活性化会議

6月号に引き続き、会議の第2部に実施した「後援会活動を語る」の概要を掲載する。

第2部では税理士による国会議員等後援会の役員9人が、日頃の後援会活動等についてスピーチを行った。

第2部 意見発表「後援会活動を語る」

石原宏高後援会(東京税政連)

議員と直接話が出来る場が後援会



石原宏高議員 (自民・東京3区)

当後援会は毎年7月に定期総会を行っております。今年7月で第17回目の定期総会を迎えます。

この定期総会にはこれまで欠かさず石原議員に出席いただき、その後の懇親会も含め参加をいただいております。石原議員と普段接す



石原宏高後援会・中野敦郎幹事長

定期総会については毎回約20人程度の会員が参加されています。当後援会は主に品川支部、荏原支部、雪谷支部の三つの支部の会員で構成されています。

の中で感じるのとはとてもフランクで明るい方であるということだと思います。懇親会においても税制のことだけでなく国政も含めさまざまなことを胸襟を開いて後援会の会員と直接お話いただけますので、非常に楽しい交流の場となっております。



小林鷹之議員 (自民・千葉2区)

小林鷹之後援会(千葉県税政連)

「小林ファン」を増やす活動を

当後援会は、平成24年に設立いたしました。今年で13年目となります。会員数は約50人です。会員の世代も比較的若く、概ね40代から50代で構成されています。



小林鷹之後援会・太宰真澄会長

小林議員は昨年自民党の総裁選にも出馬され、現在は「コバホーク」の愛称で全国的にも有名になられました。後援会としても嬉

当後援会は、平成24年に設立いたしました。今年で13年目となります。会員数は約50人です。会員の世代も比較的若く、概ね40代から50代で構成されています。

しく思っております。当後援会では小林議員が議員当選される前の段階で設立されており、これは小林議員が財務省出身であり、かつ若手のホープであったことから、その時点でしっかりと税理士

会との関係性を作っておくために当選前に囲む会として懇親の場を設けたことがきっかけです。小林議員はとにかく頭が良い方です、懇親会でも説明の難しい経済の動きやその原因な

どについても理路整然と説明され、その場には税理士の先生方の心を掴んでおられました。そうして設立前に多くの方が小林議員のファンになったことが当選前の設立に繋がったのだと思います。小林議員の後援会組織の中で、まず最初に組織されたのが私たちが「税理士による小林鷹之後援会」であるというところで、小林議員からも当後援会をとりわけ大切に思っていただけであるのが非常に光栄です。

これからも小林議員のファンを増やしつづ、会員拡充に取り組みたいと考えております。当後援会として例年行っていることとし

伊那支部の支部会員は約60人ですが、喜ばしいことに、その内の9割が後援会に会員として所属しております。宮下議員の非常に真面目で情熱的な人柄に惹かれてのことだと

ある長野5区は支部で申し上げますと伊那支部と飯田支部になります。非常に広範な地域のため、それぞれの支部に宮下一郎後援会が存在しており、私は伊那の方の後援会の役員です。

この懇親会では国政の状況や、先に陳情した税制改正要望に対する進捗をお聞きし、更にはこれからの税制の課題や懸念点などの意見交換をします。非常に有意義な情報交換の場となっております。



宮下一郎議員 (自民・長野5区)

宮下一郎後援会(関東信越税政連)

議員の誠実な対応に感謝を

て、年が明けての三日に宮下議員のご自宅に会長等の役員がお邪魔し、新年のごあいさつをすると共に1時間ほどの懇親会を行いました。

この懇親会では国政の状況や、先に陳情した税制改正要望に対する進捗をお聞きし、更にはこれからの税制の課題や懸念点などの意見交換をします。非常に有意義な情報交換の場となっております。

高市早苗後援会(近畿税政連)

後援会の「一体感」が出せる工夫を



高市早苗議員 (自民・奈良2区)

当後援会は平成11年に設立いたしました。設立から約26年経過いたしました。

私共の後援会の活動としてはまず9月から10月にかけて定期総会を開催します。総会の後には焼肉パーティを企画します。なおこの場には会員の先生



高市早苗後援会・武野勝文会長

陳情も行います。総会終了後には懇親会を開きますが、当後援会では焼肉パーティを企画します。なおこの場には会員の先生

設立当初から後援会の中では「高市議員は女性初の総理大臣になれる方だ」ということをしきりに言っております。宮下議員の非常に真面目で情熱的な人柄に惹かれてのことだと

ある長野5区は支部で申し上げますと伊那支部と飯田支部になります。非常に広範な地域のため、それぞれの支部に宮下一郎後援会が存在しており、私は伊那の方の後援会の役員です。

この懇親会では国政の状況や、先に陳情した税制改正要望に対する進捗をお聞きし、更にはこれからの税制の課題や懸念点などの意見交換をします。非常に有意義な情報交換の場となっております。

後援会として政策実現のためにさまざまなお話を伺います。宮下議員は税制に大変に造詣が深く、いつも誠実に対応をいただけております。後援会として後援会を運営していく限りです。



宮下一郎後援会・上野山登顧問相談役

後援会の運営については、後援会費は年会費1万2千円とし、これを春と秋に分けて集めています。また、役員の中で幹事に任じています。国民士会が決議した国民納税者のための建議を、後援会の主目的は税制の拡充に力を入れたいと考えております。

方のお子さんなど、ご家族の方も含めてご参加いただけるように段取りをしております。また、年が明けての1月もしくは2月に「新春講演会」を行っております。これは高市議員から30分ほどのお時間で国政報告をしていただく他、さまざまなテーマでお話をさせていただきます。この際、後援会として高市議員の氏名のロゴが入ったリストバンドを作成し、電話作戦の際に会員に着けていただくなどして、後援会として一体感を出せるように工夫をしております。

令和8年度税制改正に関する要望

令和7年6月 日本税理士会連合会 日本税理士政治連盟

日税政は、令和8年度の税制改正への対応として、6月26日の幹事会で要望書を機関決定した。

本要望書は、日税連の税制改正建議と同内容とし、重要要望6項目と43の個別要望項目で構成されている。

43の個別要望項目から厳選した10項目を別刷りのリーフレットに記載し本機関紙に同封すると共に、要望書の抜粋を以下のとおり掲載する。

- 「税制に対する基本的な視点」
- ・担税力に即した公平な税負担
 - ・中立的で簡素な税制
 - ・合理的な事務負担
 - ・時代の変化に適合する税制
 - ・税務行政の透明性と適正な手続

令和8年度税制改正 重要要望項目(6項目)

1. 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。

(1) 消費税における複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すこと

消費税の複数税率制度は、低所得者への逆進性対策として非効率的であること、歳入を減少させ、その補填の

ため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

消費税の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく、対策が必要な者に直接給付が出来る仕組みを構築する等、給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決すること

2. 役員給与と税制について見直しを行うこと

(1) 業績悪化改定事由の要件を緩和すること

業績悪化時の役員給与と改定の要件について、経営状況の悪化が著しいという水準でなくとも定期同額給与の下方修正を行うこと

業年度開始後3月を超えて、役員給与の確定が難しい場合がある。

そこで、設立事業年度では収支の状況が定まらず、役員給与の確定が難しい場合がある。

3. 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること

令和7年度税制改正大綱では、所得金額が10億円超の事業年度に引き上げることとし、減税率を15%から17%へ引き上げることとした。これによりリーマ

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による負担の減少に配慮して、その損失額を所得金額から控除す

5. 所得税の確定申告期限を延長すること

課税の公平性を求めれば、ある程度制度が複雑化することは避けられないが、所得税の計算が複雑化することは納税者の事務負担が増すこととなる。この公平性と手続負担の問題を両立させるためには、事務負担を軽減すると共に正確な計算に要する時間を確保することも必要であり、所得税の確定申告期限は、現行の3月15日から3月31日までとすべきである。

その際、確定申告に係る納税者等の事務負担を軽減し、併せて、市町村における個人住民税の賦課決定や各種給付、特別徴収義務者

(2) インボイス制度導入に伴う各種特例措置を延長すること

インボイス制度の導入に伴い各種の特例措置が設けられたが、制度への深い理解と、価格転嫁の円滑化にはまだ時間が必要であると考えられる。これらの特例は、いずれも短期の経過措置的な取扱いとなっているが、インボイス制度が定着するまでの間は、特例措置の期限の延長等、中小・小規模事業者への必要な支援を継続すべきである。

(3) 一定規模以下の事業者がインボイスの保存を不要とする特例について、証拠類のデジタル化が進みにくい類型であるため、令和11年9月30日とされている期限に向けて、その延長が検討されるべきである。

(4) 業績連動給与の損金算入要件を緩和すること

現行の業績連動給与には損金算入要件が複数あるが、なかでも全対象とならなければならないことや、個々の業務執行役員についての給与情報有価証券報告書で開示しなければならぬことは当該制度の採用を躊躇させている面があり、是正されるべきである。

4. 雑損控除の適用につき「特定非常災害」により生じた損失については、控除の順番を見直すとともに、繰戻付制度を創設すること

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による負担の減少に配慮して、その損失額を所得金額から控除する制度である。また、損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年以後の所得金額から控除される。課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとして積極的な方法と、「税率をアップさせずに特例を整理する」消極的な方法が考えられる。

6. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものには至っていない。少子化問題

が適切である。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(8割特例)はインボイス発行事業者の登録をしていない者の取引排除の最小化という公正な取引を確保する見地からも現時点では有効であると考えられる中で、令和8年10月から控除の水準を5割に引き下げることは妥当でなく、現在の8割の水準を継続すべきである。

(3) 一定規模以下の事業者がインボイスの保存を不要とする特例について、証拠類のデジタル化が進みにくい類型であるため、令和11年9月30日とされている期限に向けて、その延長が検討されるべきである。

(4) 業績連動給与の損金算入要件を緩和すること

現行の業績連動給与には損金算入要件が複数あるが、なかでも全対象とならなければならないことや、個々の業務執行役員についての給与情報有価証券報告書で開示しなければならぬことは当該制度の採用を躊躇させている面があり、是正されるべきである。

5. 雑損控除の適用につき「特定非常災害」により生じた損失については、控除の順番を見直すとともに、繰戻付制度を創設すること

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による負担の減少に配慮して、その損失額を所得金額から控除する制度である。また、損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年以後の所得金額から控除される。課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとして積極的な方法と、「税率をアップさせずに特例を整理する」消極的な方法が考えられる。

6. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものには至っていない。少子化問題

リーフレット掲載の10項目

※先頭の数字は建議・要望項目番号

- 【所得税・法人税等共通項目】
1. 資本的支出に係る耐用年数の取り扱いを見直すこと
 2. 減価償却資産について資本的支出が行われた場合、原則として既存資産の法定耐用年数で減価償却が行われる。
 3. 雑損控除の適用につき「特定非常災害」により生じた損失については、控除の順番を見直すとともに、繰戻付制度を創設すること
 4. 雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による負担の減少に配慮して、その損失額を所得金額から控除する
 5. 賃上げ促進税制に係る控除上限額は、現行制度では法人税額または調整前事業所得税額の20%に制限されている。令和6年度改正で、令和6年度改正で

可分の資本的支出だけを取り残されることになり、実態と乖離している。資本的支出部分の減価償却にあたっては、使用可能期間の延長を加味したとして、既存資産の法定耐用年数で償却を行うのは長すぎると考えられる。そのため、耐用年数の短縮制度において既存資産の経過年数を考慮した耐用年数(例示として減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に規定する中古資産の耐用年数など)で償却できる方法

については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならず、税制措置による効果は限定的であると考えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる税制について検討を行うべきである。

告期限を延長すること

課税の公平性を求めれば、ある程度制度が複雑化することは避けられないが、所得税の計算が複雑化することは納税者の事務負担が増すこととなる。この公平性と手続負担の問題を両立させるためには、事務負担を軽減すると共に正確な計算に要する時間を確保することも必要であり、所得税の確定申告期限は、現行の3月15日から3月31日までとすべきである。

その際、確定申告に係る納税者等の事務負担を軽減し、併せて、市町村における個人住民税の賦課決定や各種給付、特別徴収義務者

生年度内での税額控除適用がより効果的である。このため、償上げ原資の確保を直接支援し、償上げ意欲の一層の促進のためにも、中小企業等に限り控除上限額を法人税額引上りした上で、控除額を法人税額引上りした上で、控除額の40%程度まで引き上げるべきである。

【法人税】

15. 少額の減価償却資産の取得価額基準を引上げること。減価償却資産の取得時における少額損金算入の価額基準は、平成10年に基本となる「少額の減価償却資産の損金算入制度」が20万円から10万円に引き下げられた後、その代替措置や中小法人の特例が導入された結果、複数の取得価額基準が混在することとなった。そのため、税制簡素化の観点も踏まえ、これらの制度を統合し、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律とすべきである。

【所得税】

10. 死亡の場合の準確定申告書の提出期限と同様とすること。核家族化や単身世帯が増加し、相続人といえども被相続人の所得に関して正確に把握することは容易ではない。その場合は、被相続人の生前の経済状況や遺産の内容等を確認しながら申告の要否を一から判断せざるを得ない。

【相続税・贈与税】

25. 取引相場のない株式の株式の評価の適正化を図るため、所要の見直しを行うこと。取引相場のない株式の評価方法については、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

【消費税】

21. 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。消費税は、消費に広く公平に負担を求める観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均一に課税することが原則であり、非課税取引の範囲は最小限にすべきである。しかし、度重なる改正により、社会政策的な配慮などから非課税取引の範囲が拡大されてきた。よって、基準期間における課税売上高が少額であっても納税義務を負うような不合理な現象が生じている。よって、基準期間における課税売上高により納税義務の判定を廃止し、納税義務を当年で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。このため、非課税取引の範囲が拡大するほど控除税額の計算が複雑化し、実務も煩雑な仕組みとなっている。

【納税義務免除制度及び簡易課税制度】

22. 納税義務免除制度及び簡易課税制度について、基準期間制度を廃止し、当該課税期間による判定とすること。前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高となる取引が多額であっても免税事業者となり、反対に、その課税期間の課

【地方税】

33. 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。現行の償却資産課税制度は、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者にとって過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例のない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

【納税環境整備・その他】

38. 税務手続において電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。国民の暮らしや経済社会のICT化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続を行うことができるよう利便性を高めることにも、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税理士会・税務関係民間団体との連携を図りながら、税務手続の電子化について、次のような点に配慮しながら積極的な対応を図るべきである。

【所得税】

令和7年度税制改正によって、所得税法及び租税特別措置法による基礎控除の見直しが行われた。具体的には、納税者の所得に応じた基礎控除の額が変更となるもので、合計所得が132万円以下の者は、58万円に恒久的に引き上げられ、132万円を超え55万円以下の者は令和7年と8年の

【相続税・贈与税】

28. 法人版事業承継税制(一般措置)に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。法人版事業承継税制(特例措置)は令和9年12月末日で適用期限を迎える。昨今、中小企業にあっては、純資産価値が確定した退職給付債務や資産除去債務等を負っている場合、実際の取引において減価要素と認識されていることなどを考慮し評価額から一定の控除を行うこと、さらに、②土地保有特定会社や比率要素数が1の会社等の特殊な評価方法がこれらの会社の実態により即したものである等、所要の見直しをすべきである。

【地方税】

33. 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。現行の償却資産課税制度は、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者にとって過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例のない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

【納税環境整備・その他】

よる期限延長として取り扱うことは適切ではなく、国税通則法施行令第3条第2項を適用する。電子申告を標準的申告方法とした提出書類の書式の見直し。税務申告時に提出が求められる書類等への記載項目には、例えば、不動産所得青色決算書における貸付面積など、申告のために改めて調査確認を要する項目も存在している。適正な申告のためには必要な情報の提出については継続すべきであるが、デジタルデータによる収入等明細の申告ソフトへの取り込みでは対応できないことについては可能な限り見直しを図るべきである。事業者の生産性向上につながるものと考えられる。

象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者にとって過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例のない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

したがって、現行の償却資産に係る固定資産税については、上記の問題点を踏まえた制度の抜本的な見直しが必要である。とりわけ償却資産が土地及び家屋とは異なるものであるという課税資産の属性を踏まえると、現行の固定資産税制度から分離し、新しい制度に組み替えることが適当であると考えられる。また、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一し、制度を簡素化することや、税額確定方式としての申告納付方式としての申告納付方式の採用、免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、実務上の問題を踏まえて制度の見直しを検討すべきである。

個人の申告に要する情報には、紙により送付される証明書等や、マイナンバーに格納される情報、マイページに登録可能な情報などがあ

よる期限延長として取り扱うことは適切ではなく、国税通則法施行令第3条第2項を適用する。電子申告を標準的申告方法とした提出書類の書式の見直し。税務申告時に提出が求められる書類等への記載項目には、例えば、不動産所得青色決算書における貸付面積など、申告のために改めて調査確認を要する項目も存在している。適正な申告のためには必要な情報の提出については継続すべきであるが、デジタルデータによる収入等明細の申告ソフトへの取り込みでは対応できないことについては可能な限り見直しを図るべきである。事業者の生産性向上につながるものと考えられる。

今後の税制改正についての基本的な考え方

2年間限定で所得金額に合わせた基礎控除の上乗せが行われる。元来、基礎控除は、国民の自活が前提とされる国家システムにおける個人が生きて、働いて、個人が生活する上で必要となる、選択の余地のない生活支拂いであるが、基礎控除については、税効果における公平性ではなく、所得の多寡とは無

次ページへ続く



全税共の
事業承継顧客紹介制度
 (M & A 等)

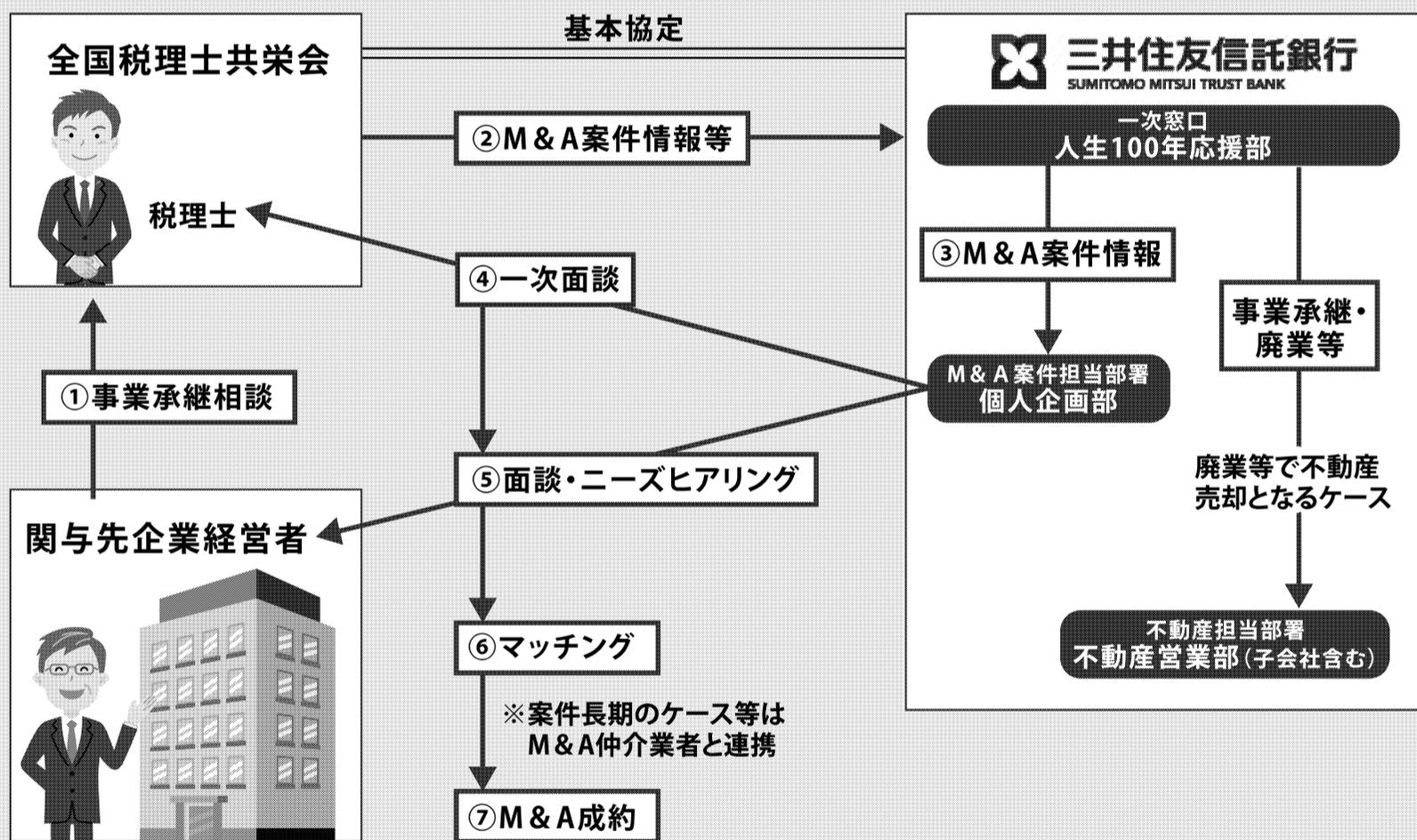
会社の未来、考えたことはありますか？
 事業承継に不安を抱える関与先の力になります！

三井住友信託銀行の「事業承継(M&A等)に関する顧客紹介制度」は、M&Aのみならず、親族・従業員承継や、廃業に伴う不動産売却など、あらゆる角度から事業承継をサポートします。ぜひご利用ください。

三井住友信託銀行が全面サポート

関与先の円滑な事業承継を応援

ご相談時から、円滑な事業承継の実現に向けて顧問税理士と三井住友信託銀行が手を携えて進めて参ります。



※M&A成約時および廃業等における不動産売却時には税理士に手数料が支払われます。

本件に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行 人生100年応援部民事信託共創チーム 03-3286-8229

ご紹介に際してご留意いただきたい事項

- (1) 本制度は税理士先生からM&Aニーズをお持ちの関与先を三井住友信託銀行にご紹介いただく制度であり、同銀行の取扱商品・サービスにかかる勧誘・商品説明等は同銀行が行います。税理士先生は、お客さまに対して、三井住友信託銀行が取り扱う個別具体的な商品の勧誘や説明を行うことはできません。
- (2) ご紹介にあたっては、三井住友信託銀行への個人情報の提供について、関与先本人から事前の同意を得る必要があります。(三井住友信託銀行所定の「ご紹介票(兼同意書)」に、関与先さまのご署名をいただくことが必要です。)
- (3) 遠隔地である場合など対応できないエリアもございます。あらかじめご承知おきください。





全国税理士共栄会(全税共)は1974年(昭和49年)の創立以来

税理士、関与先、提携企業の3者が共に栄えることを基本理念に掲げ
以下の活動을 続けて、それぞれの発展に貢献しています



- ◆ 税理士業界には
 - 1) 業界運営に関する会員負担の軽減
 - 2) 税理士協同組合との業務提携
- ◆ 関与先には
 - 1) 福利厚生制度の充実
 - 2) 円滑な事業承継の実現
- ◆ 社会に対しては
 - 1) 地域文化の振興援助(公益財団法人 全税共文化財団)
 - 2) 税と税制に関する学術研究への助成(公益財団法人 日本税務研究センター)
 - 3) 電話による税の無料相談運営支援

全税共の主要事業

充実したプランで関与先を応援

VIP大型総合保障制度

- 経営者大型保険(集団扱定期保険)
掛捨ての割安な保険料で入院や手術を含む総合的な保障をする保険です。経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります。
- 経営者保険総合プラン
働きざかりの経営者等の生涯保障や、役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険など多彩な商品を用意しています。
- 経営者スーパープラン
ガンなどの生活習慣病保障に重点をおいた保険や高度先進医療保険、介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般を用意しています。

<募集保険会社>

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●ジブラルタ生命 ●明治安田生命
- エヌエヌ生命 ●メットライフ生命 ●住友生命 ●SOMPOひまわり生命
- アフラック ●アクサ生命 ●富国生命 ●三井住友海上あいおい生命
- オリックス生命 ●FWD生命

- 保険料は団体割引最大

30%

- 団体所得補償保険(無事故戻し20%)
突然の病気やケガで就業できなくなったときの収入を補償
引受保険会社/損保ジャパン、東京海上日動火災
 - 新・団体医療保険
入院1日目から補償、日帰り入院も補償
(一入院最高120日、通算1,000日まで補償)
引受保険会社/損保ジャパン
 - 介護・がん補償保険
要介護3以上で年金方式の保険金。
1年更新の加入でがん診断保険金など様々な補償があります。
引受保険会社/東京海上日動火災
 - ビジネスマスター・プラス
事業活動をとりまくさまざまなリスクに対して、5つの補償(物損害・工事物・休業・賠償・傷害)でカバーします。
引受保険会社/損保ジャパン
 - 個人賠償責任補償保険
自転車による事故をはじめ日常生活における賠償事故を幅広く補償
引受保険会社/東京海上日動火災

税理士・事務所職員、関与先等関係者のための

全税共年金(拠出型企業年金保険)

<全税共年金の特長>

1. 掛金は月々1万円から
生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます。

新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円以上(任意) ただし、1回の加入につき200口まで(通算400口まで) 一括払のみの加入はできません
増 口	月 払	1口5千円以上 毎月
	一括払	1口10万円以上 一括払のみの増口も可能 年2回(1・7月)及び年金請求時
減 口	月 払	2口以上を残し、1口単位で減口可能 年2回(1・7月)

2. 年金の受取方法は3種類
給付金請求時に次の3種類から選択できます。
 - 1) 10年確定年金
 - 2) 15年確定年金
 - 3) 10年保証期間付終身年金
 ※年金に代えて一時金でも受取ることができます。
3. 掛金の運用
加入者の皆様からお預りした掛金は、各取扱保険会社の引受割合および予定利率(R6.3月現在 加重平均1.26%/今後変動することがあります)に基づき各取扱保険会社が運用しています。毎年の運用実績が予定利率を上回った場合には、配当が上乘せされます。

<取扱保険会社>

- 第一生命 ●日本生命 ●富国生命 ●住友生命 ●明治安田生命

